平成２８年第２回美幌町議会定例会会議録

平成２８年３月　８日　開会
平成２８年３月２５日　閉会

平成２８年　３月２５日　第１３号

○議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
日程第　２　議案第２３号～第４５号
日程第　３　行政報告
日程第　４　議案第４６号　平成２７年度美幌町一般会計補正予算（第１２号）について
日程第　５　意見書案第１号　軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書について
日程第　６　意見書案第２号　所得税法第５６条の廃止を求める意見書について
日程第　７　意見書案第３号　給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書について
日程第　８　報告第　２号　請願事項の処理顛末について
日程第　９　報告第　３号　定期監査報告について
日程第１０　報告第　４号　財政援助団体監査報告について
日程第１１　報告第　５号　例月出納検査報告について（１１月～１月分）
日程第１２　報告第　６号　専決処分の報告について
日程第１３　閉会中の継続審査について

○出席議員

１番	髙橋秀明君	２番	大江道男君
３番	新鞍峯雄君	４番	上杉晃央君
５番	稲垣淳一君	６番	戸澤義典君
７番	早瀬仁志君	８番	岡本美代子君
９番	坂田美栄子君	副議長１０番	吉住博幸君
１１番	橋本博之君	１２番	中嶋すみ江君
１３番	古舘繁夫君	議　長１４番	大原　昇君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定による出席説明員

美幌町長	土谷耕治君	教育委員会委員長	沖田　滋君
選挙管理委員会委員長	松本光伸君	監査委員	髙木　清君

○地方自治法第１２１条第１項の規定による出席受任説明員

副町長	平井雄二君	総務部長	広島　学君
民生部長	藤原豪二君	経済部長	矢萩　浩君
建設水道部長	小西　守君	病院事務長	但馬憲司君
会計管理者	植木恒則君	事務連絡室長	中村敏文君
総務主幹	田村圭一君	電算主幹	河端　勲君

まちづくり主幹	露口哲也君	総合計画主幹	那須清二君
財務主幹	小室保男君	契約財産主幹	石坂聡君
税務主幹	田中三智雄君	環境生活主幹	佐々木斉君
児童支援主幹	武田孝司君	福祉主幹	遠藤明君
健康推進主幹	佐藤和恵君	社会福祉主幹	多田敏明君
農政主幹	渡辺靖行君	耕地林務主幹	伊成博次君
産業連携主幹	後藤秀人君	商工観光主幹	小室秀隆君
建設主幹	川原武志君	施設管理主幹	小西順君
建築主幹	中沢浩喜君	水道主幹	御田順司君
病院総務主幹	遠國求君	事務連絡室次長	小南徹君
教育長	平野浩司君	教育部長	高木恵一君
学校教育主幹	石澤憲君	学校給食主幹	石田勇一君
社会教育主幹	荒井紀光子君	町民会館建設主幹	斉藤浩司君
スポーツ振興主幹	大場正規君	農業委員会事務局長	西俊男君
選挙管理委員会事務局長 監査委員室長	谷川明弘君		

○議会事務局出席者

事務局長	高崎利明君	次長	橋本美典君
議事係長	橋本勝君	議事係	寺田好君

午前１０時００分　開議

◎開議宣告

○議長（大原　昇君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は１４名であります。定足数に達しておりますので、これから平成２８年第２回美幌町議会定例会第１８日目の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（大原　昇君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、１０番吉住博幸さん、１１番橋本博之さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原　昇君）　諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（高崎利明君）　諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条第１項の規定に基づく出席説明員につきましては、第１日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第２　議案第２３号から
議案第４５号まで

○議長（大原　昇君）　日程第２　議案第２３号財産の貸付についてから議案第４５号平成２８年度美幌町病院事業会計予算についてまでの２３件を議題といたします。

町長から、議案第２９号美幌町職員定数条例の一部を改正する条例制定について、発言を求められていますので、発言を許します。

町長。

○町長（土谷耕治君）　ただいま議題となっております議案第２９号美幌町職員定数条例の一部を改正する条例制定について、発言の機会をいただきましたので、本条例の今後の取り扱いの考え方について申し上げたいと存じます。

一つには、職員の定数管理につきましては、今後、さまざまな環境変化が予想される中、現状及び将来に対応した定数について、ふだんからの点検を行い、適切な時期に見直しをしてまいりたいと存じております。

二つ目には、病院事業の職員定数等につきましては、医師数、診療科の変化及びこれに伴う看護師など、随時、医療スタッフの職員数の変動が見込まれますが、条例第４条に規定する定数に対する特例は適用しないようにいたしたいと存じております。

以上申し上げましたので、改めて議員の皆様には御理解をいただき、原案に御協賛いただけますよう、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大原　昇君）　議案第２９号美幌町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３０号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３１号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３２号美幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３３号美幌町季節保育所条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３４号美幌町へき地保育所条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３５号美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３６号美幌町消費生活センター設置条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３７号美幌町移住体験住宅条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３８号平成２８年度美幌町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第３９号平成２８年度美幌町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第４０号平成２８年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第４１号平成２８年度美幌町介護保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第４２号平成２８年度美幌町公共下水道特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第４３号平成２８年度美幌町個別排水処理特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第４４号平成２８年度美幌町水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第４５号平成２８年度美幌町病院事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原　昇君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第３　行政報告

○議長（大原　昇君）　日程第３　行政報告について、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（土谷耕治君）　さきの行政報告に追加して、報告をさせていただきます。

追加行政報告といたしましては、第１に、美幌町立国民健康保険病院の泌尿器科医師の退職についてであります。

さる２月２３日、泌尿器科の常勤医師である西村泰司医師より、一身上の都合により、平成２８年３月３１日付をもって退職したい旨の退職願の提出があったところであります。

町といたしましては、慰留に努めておりましたが、本人の意思を尊重して、退職を

承認したところであります。

西村泰司医師の退職により、平成２８年４月以降、泌尿器科の診療体制は常勤医師１名体制となりますが、現在の外来及び入院診療並びに手術については維持・継続が可能と考えているところであります。

今後は、手術の応援体制の充実や医師確保など、診療体制の充実に努めてまいる考えであります。

第２に、ＪＲ美幌駅の無人化に伴う対応についてであります。

ＪＲ北海道から示された美幌駅を無人化とする計画を撤回するよう町から要望しておりましたが、昨年１２月９日にＪＲ北海道から最終的な回答を受け、町は、引き続き、美幌駅利用者の利便性や安全性が確保できるよう、ＪＲ北海道や関係団体と協議を行ってきたところであります。

現在、商工会議所と券売について協議を進めており、券売場所については、美幌商工会議所において５月の連休明けをめどに業務を受けていただくことで協議をしており、本日開催の美幌商工会議所通常議員総会により方向性が決定されるとお聞きしております。

ＪＲ北海道から委託提示された切符は、発券業務の煩雑化やリスクを考慮し、利用実績の多い区間を対象として、片道と往復の乗車券・回数券・通学定期券・特急席自由券・Ｓきっぷ・Ｒきっぷの区間・料金を事前に印刷した常備券が用意されます。

美幌駅施設の安全対策は、ＪＲ北海道の計画によりますと、これまでにも北見駅と直通可能な電話２台が用意されており、また、北見駅から遠隔で美幌駅に運行放送のアナウンスも継続されます。新たに整備されるものでは、美幌駅舎内に北見駅から遠隔操作ができるテレビモニターが新設され、列車の運休などの情報提供が行われます。

また、監視カメラは、待合室に３台、ホームに２台と合計５台が新設を含めて設置されます。これら安全強化の整備は５月ころには整うようＪＲで準備を行うと伺っております。

ＪＲ美幌駅の窓口業務は、３月ダイヤ改正時に無人化とはせず、４月の窓口業務は継続されると聞いております。無人となる日については、現在のところ、ＪＲ北海道から正式な説明を受けていない状況にあります。

以上、ＪＲ美幌駅の無人化に伴う対応について、予定も含め御報告をさせていただきます。今後とも、利用者の利便性と安全性の確保に向けた協議や取り組みを進めてまいります。

次に、本定例会に追加して御提案いたします議案第４６号平成２７年度美幌町一般会計補正予算（第１２号）について御説明を申し上げます。

追加する内容といたしましては、美幌町農業協同組合が事業主体となり、人参集出荷貯蔵施設を整備する強い農業づくり事業補助金として９億２，８１５万円、美幌町森林組合が事業主体となり、森林認証材ブランド化を推進する地方創生加速化交付金事業費として８６６万９，０００円、以上の２件を追加しようとするものであります。

なお、細部については後ほど御説明いたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大原　昇君）　ただいまの行政報告について質疑を許します。

質疑は、１人３回までといたします。

３番新鞍峯雄さん。

○３番（新鞍峯雄君）　ＪＲ美幌駅の無人化に伴う対応に関する質問をさせていただきます。

３点ほどございます。

まず１点目は、本日、商工会議所の総会で方向性が決定されるということでございますけれども、商工会議所内での発売開始が５月の連休明けをめどとありますけれど

も、利用者に対する案内はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

２点目は、北見駅から遠隔で美幌駅に運行放送の案内も継続されるとありますけれども、どのような説明を受けておられるかについてお伺いします。

３点目は、美幌駅には、今、７３局１５１５で長年使っている公衆電話があるわけですが、この電話はどのようになるか、この３点についてお伺いいたします。

○議長（大原　昇君）　総務部長。

○総務部長（広島　学君）　今、新鞍議員から御質問のありました３点についてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、１点目の利用者に対する案内方法でございますけれども、まだ商工会議所との細部の協議がされておりません。発売体制が整って発売日が決まりましたら利用者に周知を図りたいと考えております。その周知方法についても商工会議所と協議をさせていただきたいと考えております。

それから、２点目の運行に関する放送でございますけれども、北見駅から遠隔で美幌駅に運行放送のアナウンスの継続をされるということでＪＲから説明をお伺いしております。従来もこういった形で運行の放送がされてきたのだろうと思っておりますので、それが引き続き継続されるということだと考えてございます。

３点目の公衆電話につきましては、確認をいたしてございません。

○議長（大原　昇君）　まちづくり主幹。

○まちづくり主幹（露口哲也君）　３点目の御質問の電話の関係でございますけれども、今、ＪＲ駅で設置されている電話等は回収され、その部分については撤去するというようなことをお聞きしております。

○議長（大原　昇君）　３番新鞍峯雄さん。

○３番（新鞍峯雄君）　２点目の列車の案内ですが、私は、昨年、朝一の社員がいない間の特急列車を利用しましたけれども、そのときは何の案内も放送もなかったです。２回ほど利用しているわけですけれども、そのときも、社員のいない間は特別な放送はなかったです。できれば、再度、北見駅のほうに確認をしていただきたいと思います。

３点目の電話ですけれども、撤去した場合、町からの問い合わせが自動的に北見駅につながるのでしたらいいのですけれども、どのように考えておられるか、お伺いいたします。

○議長（大原　昇君）　総務部長。

○総務部長（広島　学君）　２点目の放送の関係でございます。

ＪＲからは、放送を継続して行うという説明を受けております。

私は、朝の理由はわからないですけれども、それらを含めてＪＲに再度確認をとりたいと思っております。

それから、３点目の電話の件でございます。当初、私が答弁させていただきましたのは公衆電話ということでしたので、公衆電話の取り扱いについてはＪＲの確認をとっていませんという答弁をさせていただきました。専用回線については撤去するということでＪＲから説明を伺っているところでございます。

その後の美幌駅と北見駅との連絡体制についても、ＪＲに、その連絡方法は電話あるいはほかにどういう方法で連絡体制をとることができるのか、これは商工会議所が受けていただけるということになれば、それも含めて３者の中で確認をとっていきたいと考えております。

○議長（大原　昇君）　３番新鞍峯雄さん。

○３番（新鞍峯雄君）　３点目の電話の関係でございますけれども、駅に来ている方は列車の運行状況は北見駅から送られてくるのでテレビモニターでわかるわけですけれども、ぜひ連絡体制はきちっと確認していただきたいと思います。私の質問は終わ

ります。

○議長（大原　昇君）　総務部長。

○総務部長（広島　学君）　今、何点か御質問のありました内容を含めて、利用者に不便がかからないよう、ＪＲには確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（大原　昇君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　質疑を終わります。

これで、行政報告を終わります。

◎日程第４　議案第４６号

○議長（大原　昇君）　日程第４　議案第４６号平成２７年度美幌町一般会計補正予算（第１２号）についてを議題とします。

直ちに、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島　学君）　それでは、３ページになります。

追加議案でございます議案第４６号平成２７年度美幌町一般会計補正予算（第１２号）について御説明を申し上げます。

平成２７年度美幌町の一般会計補正予算（第１２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９億３，６８１万９，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ１０９億２，０６１万１，０００円とする。

第２項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げますので、１２ページ、１３ページをお開きいただきたいと思います。

３、歳出、農業費の強い農業づくり事業補助金９億２，８１５万円でございます。美幌町農業協同組合が設置をいたします人参集出荷貯蔵施設に対しまして補助を行うものであり、全額、強い農業づくり事業補助金、道補助金によるトンネル予算でございます。

事業といたしましては、総事業費約２１億円を見込んでおりまして、施設内容といたしまして、人参洗浄選別施設・人参真空予冷施設・アスファルト舗装工事などを行うもので、平成２８年度中の完成を見込んでいるところでございます。

その次に、林業費の森林認証材ブランド化推進事業補助金８６６万９，０００円でございます。

これは、さきに申請をしておりました地方創生加速化交付金の森林認証ブランド化推進事業につきまして、事業採択の内示を受けたことに伴います補正でございます。

事業内容につきましては、森林組合が実施いたしますＦＳＣ認証材の付加価値を高めるため、新たな乾燥技術のコアドライを取り入れ、町内で建材を製材加工できる体制を整えるため、試験研究費あるいは普及・ＰＲ・販路開拓に係る経費について補助を行うものでございます。これにつきましても、全額、国庫補助金のトンネル予算となってございます。

８６６万９，０００円の内訳でございますけれども、試験研究費に５４８万９，０００円を、普及・ＰＲ・販路拡大経費として３１８万円をそれぞれ補助いたすものでございます。

次に、歳入について御説明を申し上げますので、１０ページ、１１ページをお願いしたいと思います。

２、歳入でございます。

１４款国庫支出金の林業費補助金８６６万９，０００円、地方創生加速化交付金につきましては、先ほど御説明をいたしました森林組合が事業主体となって実施をいたします森林認証材ブランド化推進事業に係る国庫補助金でございます。

それから、１５款の道支出金、強い農業づくり事業補助金９億２，８１５万円につきましては、美幌町農業協同組合が事業実施主体の人参集出荷貯蔵施設に係る道補助

金でございます。
以上、御説明を申し上げました。よろしくお願いをいたします。
○議長（大原　昇君）　これから、質疑を行います。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（大原　昇君）　質疑なしと認めます。
これから、議案第４６号平成２７年度美幌町一般会計補正予算（第１２号）についてを採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
○議長（大原　昇君）　起立多数です。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第５　意見書案第１号

○議長（大原　昇君）　日程第５　意見書案第１号軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書についてを議題とします。
本案は、会議規則第３９条第２項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（大原　昇君）　異議なしと認めます。
したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。
これから、質疑を行います。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（大原　昇君）　質疑なしと認めます。
これから、本意見書案についてを採決します。
お諮りいたします。
本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（大原　昇君）　異議なしと認めます。
したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。
ただいま可決されました意見書は、議長において、別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第６　意見書案第２号

○議長（大原　昇君）　日程第６　意見書案第２号所得税法第５６条の廃止を求める意見書についてを議題とします。
本案は、会議規則第３９条第２項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（大原　昇君）　異議なしと認めます。
したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。
これから、質疑を行います。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（大原　昇君）　質疑なしと認めます。
これから、本意見書案についてを採決します。
お諮りいたします。
本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（大原　昇君）　異議なしと認めます。
したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。
ただいま可決されました意見書は、議長において、別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第７　意見書案第３号

○議長（大原　昇君）　日程第７　意見書案第３号給付型奨学金制度の導入・拡充と

教育費負担の軽減を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第３９条第２項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　質疑なしと認めます。

これから本意見書案についてを採決します。

お諮りいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において、別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第８　報告第２号

○議長（大原　昇君）　日程第８　報告第２号請願事項の処理顛末について、お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　ないようでありますので、報告第２号請願事項の処理顛末については、これで終わります。

◎日程第９　報告第３号

○議長（大原　昇君）　日程第９　報告第３号定期監査報告について、お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　ないようでありますので、報告第３号定期監査報告については、これで終わります。

◎日程第１０　報告第４号

○議長（大原　昇君）　日程第１０　報告第４号財政援助団体監査報告について、お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　ないようでありますので、報告第４号財政援助団体監査報告については、これで終わります。

◎日程第１１　報告第５号

○議長（大原　昇君）　日程第１１　報告第５号例月出納検査報告についての１１月から１月分、お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　ないようでありますので、報告第５号例月出納検査報告についての１１月から１月分については、これで終わります。

◎日程第１２　報告第６号

○議長（大原　昇君）　日程第１２　報告第６号専決処分の報告について、お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　ないようでありますので、報告第６号専決処分の報告については、これで終わります。

◎日程第１３　閉会中の継続調査について

○議長（大原　昇君）　日程第１３　閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付した印刷物のとおり申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原　昇君）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣言

○議長（大原　昇君）　以上で、本定例会に付議された案件は、全て終了しました。

平成２８年第２回美幌町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前１０時３６分　閉会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員